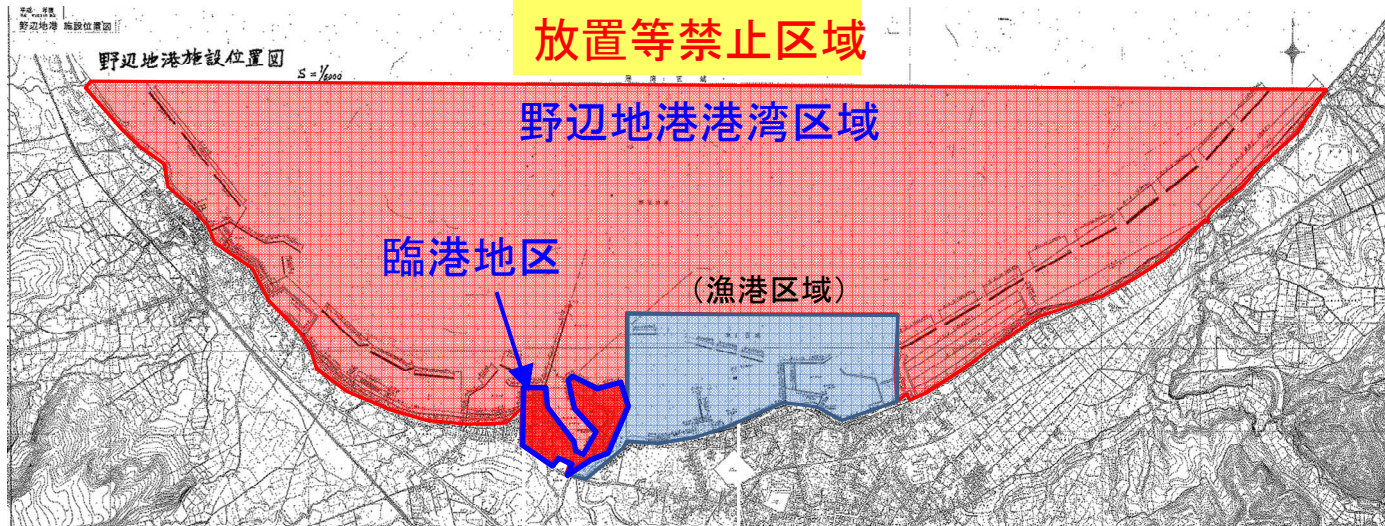


放置等禁止区域の指定について

野辺地港港湾区域及び臨港地区は港湾法に基づき、**放置等禁止区域**に指定されました。（施行年月日：平成24年5月1日）
 なお、**違反行為**については、罰則が定められています。



青森県告示第三百五十号
 港湾法昭和二十五年法律第二百十八号第三十七条の三第一項の規定により、同項に規定する行為を禁止する区域（以下「禁止区域」という。）及び当該行為を禁止する物件（以下「禁止物件」という。）を次のとおり指定するので、同条第二項の規定により公示する。
 平成二十四年四月二十日
 青森県知事 三村 申吾

一	港湾の名称、禁止区域及び禁止物件	青森県知事 三村 申吾
二	指定する年月日	平成二十四年五月一日

野辺地港	港湾の名称	禁止区域	禁止物件
野辺地港港湾区域及び野辺地都市計画臨港地区の区域	野辺地港	禁止区域	船舶及び自動車

活力ある港をめざして！

はまなすボートパーク

野辺地港 小型艇保管施設



青 森 県

上北地域県民局地域整備部
 むつ小川原港管理所

《お問い合わせ》 上北地域県民局地域整備部 むつ小川原港管理所

〒039-3215 青森県上北郡六ヶ所村大字倉内字笹崎521-2

電話：0175-74-2344 FAX：0175-74-2288

◇ご利用案内◇

【利用期間】

通年利用可能

【施設概要および利用料金】

令和3年4月1日現在



1. 保管施設 全70隻収容可能

施設名	小型船舶	収容可能隻数	使用料 (青森県港湾管理条例)
海上保管施設 (係船ブイ方式)	20ft級	12隻	船舶の長さ1mにつき 月額1,483円
	25ft級	12隻	
陸上保管施設	20ft級	20隻	船舶の長さ1mにつき 月額1,320円
	25ft級	26隻	

【船舶の長さに1mに満たない端数がある場合は1mとして計算。例) 5.4mは6mとして計算】

- 1) トイレ、給水、給電、給油の設備は設置していません。
- 2) 船台および船の揚げ降しに係る費用・手配等は、利用者の負担となります。

2. その他の付属施設

- ◆斜路 1か所(船の揚降し用) ◆車両出入口 3か所(鍵付き) ◆駐車場 30台分 ◆防犯灯 6基
- ◆施設外周に車両進入防止用の境界ブロック【立入防止柵は設置していません。】

【申請資格】

1. 原則として本人名義又は所有者の同意を得た艇で、「船舶検査証明書」、「海技免許(小型船舶操縦士免許)」を取得していること。

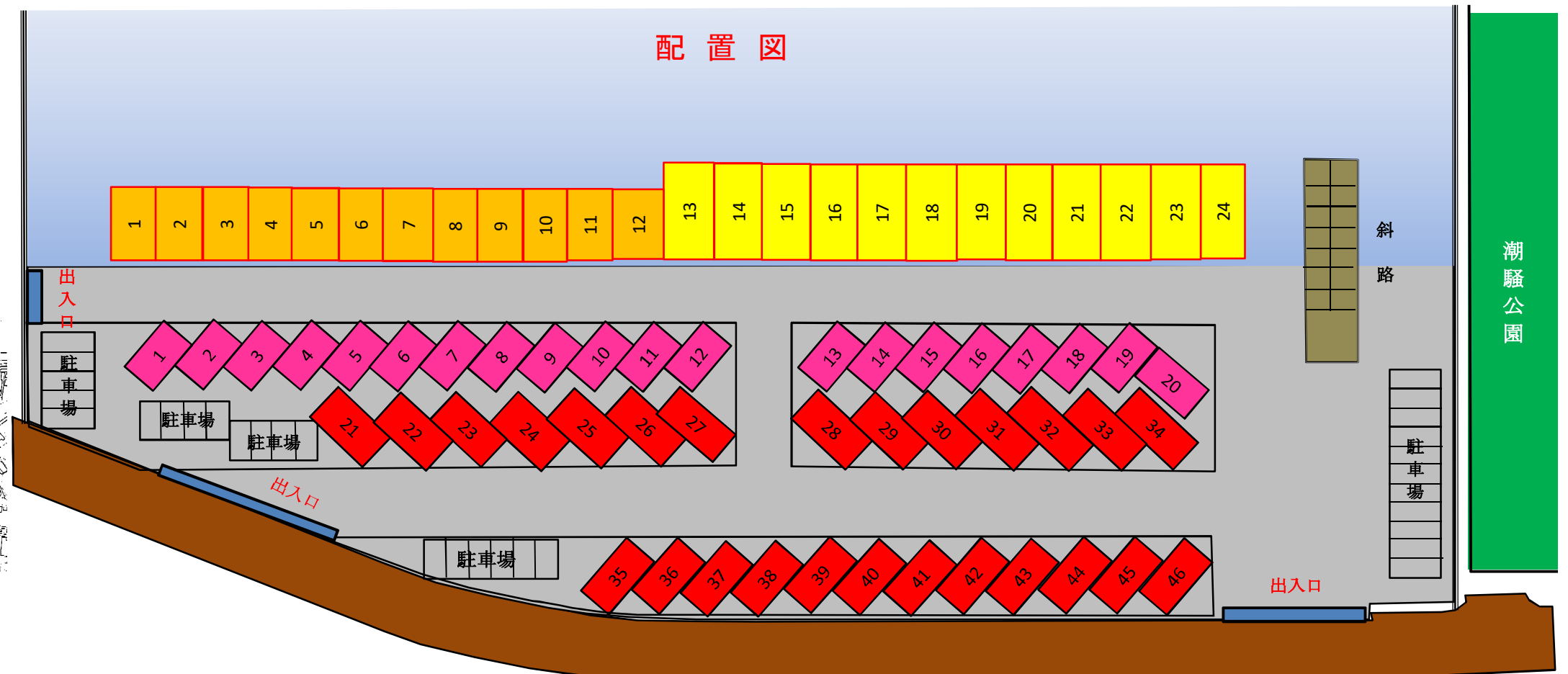
【ボートパークのご利用について】

1. 当施設は、境界ブロックと出入口用の車止工(鍵付き)を設置しており、関係者以外の車両を閉鎖しております。
(利用者の方々には、鍵番号をお知らせします。)
2. 施設は原則24時間利用できますが、出入口の施錠など、自己管理が原則です。
3. 使用期間は、4月1日から翌年3月31日までの間で、最長で1年となっております。
(但し、その後更新できます。)なお、使用期間の最終日は使用する月の末日までとして申請願います。
4. 申請は、原則として使用希望日の14日前までに行ってください。(受付は希望日の前月の同じ日から開始します。)
5. 使用料のお支払いは、上北地域県民局から発送する納入通知書を、青森県指定金融機関に持参のうえお支払いください。
6. 使用料は、利用期間分の一括前納であり、納入した使用料は原則として還付しませんので、利用申し込みの際には、使用期間等に十分配慮してください。
7. 許可は、申し込みの順となりますので、施設が満杯で受付できない場合は、御容赦ください。
8. 施設内、海上等で発生した事故等について、管理者は一切の責任を負いません。

【許可の取り消し】

申請資格および利用規則を厳守できない者は、許可の取り消しと退去命令ができるものとします。

海上保管施設(20ft級)		1~12	陸上保管施設(20ft級)		1~20
海上保管施設(25ft級)		13~24	陸上保管施設(25ft級)		21~46





施設を安全に、気持ち良く利用いただくために！



ゴミは持ち帰りましょう！

★ゴミ袋を準備し、ゴミは持ち帰ってください。

船内に貴重なものを

貨物船および操業中の漁船・定置網の敷設区には

もしもの場合の事故に備え、保険は大丈夫ですか？

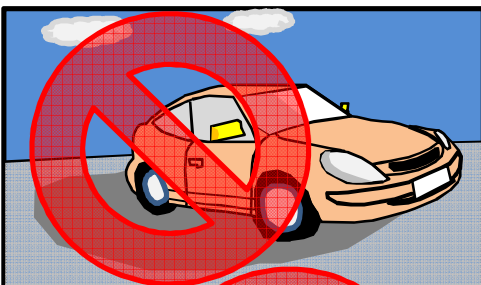
海の情報入手していますか？

★安全航行の為に、最新の海象情報を確認しましょう。



迷惑駐車はやめましょう！

★施設内・施設付近の無断駐車や迷惑駐車を禁止します。



迷惑行為はやめましょう！

★宴会や騒音・花火・たき火など、他の人への迷惑となる行為は禁止します。

利用規則(係留施設使用遵守事項)

1. 被許可者は、自らの責任において、使用許可の対象とされた艇(許可艇)の保守・管理を行うこと。
特に、冬季期間における積雪には、十分注意すること。
2. 被許可者は、有償・無償を問わず、第三者に対し、この許可にもとづく地位の全部または一部を譲渡・貸与し、または担保に供してはならない。
3. 何人といえども、施設を改造してはならない。
4. 施設を破損した者は、自己の責任及び費用により現状に復旧する損害賠償の責を負う。
5. 被許可者は、係留施設内において、いっさいの営業行為及びこれに準ずる行為をしてはならない。
6. 被許可者は、許可艇を主たる住居、事務所または店舗として使用してはならない。
7. 施設内にゴミ等を投棄または放置してはならない。
8. 施設内で、発電機、スピーカ、パーティ等の騒音を発生させる行為や、花火、たき火等の裸火を使用してはならない。
9. 許可艇の船長並びに同乗者の行為が、第三者との間に紛争・事故等が発生した時は、自己の責任及び自己の費用負担により処理・解決することとし、管理者は、何ら責任を負わないものとする。
10. 許可艇の天災地変、第三者の行為、不可抗力等、管理者の責に帰すことが出来ない事由によって、許可艇等が、滅失、毀損し、盗難等の損害を被ったときは、管理者は責任を負わないこととする。
11. 許可艇の船長は、許可艇の出港に際し、最新の気象状況および海象状況を把握し、自己の責任において決定すること。
12. 台風、高潮等の異常気象、津波等の自然災害の場合、港湾管理者及び海上保安部等の指示があった場合、速やかに従うこと。
13. 管理者は、行事開催、保守・管理、工事等を実施する際に、利用を制限することができる。
その際、異議申し立てや損害補償等の請求はできません。